

第9回 滋賀県流域治水推進審議会 議事概要

1. 開催日時 令和4年3月10日（木）10:00～12:30
2. 開催場所 Web会議および滋賀県危機管理センター災害対策室1

3. 出席者

流域治水推進審議会委員

上田委員、植平委員、大村委員、岡野委員、菊池委員、北井委員、小浦委員、多々納委員
（会長）、中川委員、中谷委員、中村委員、西谷委員、林委員、森委員、山下委員

事務局

土木交通部流域政策局流域治水政策室

4. 内容

- 議第1号 長浜市木之本町大見の浸水警戒区域の指定について
- 議第2号 甲賀市信楽町勅旨の浸水警戒区域の指定について
- 議第3号 東近江市葛巻町の浸水警戒区域の指定について
- 報告1 長浜市西浅井町余の取組状況について
- 情報提供1 地先の安全度マップの更新について

〈配布資料〉

- 議第1号 長浜市木之本町大見の浸水警戒区域の指定について
- 議第2号 甲賀市信楽町勅旨の浸水警戒区域の指定について
- 議第3号 東近江市葛巻町の浸水警戒区域の指定について
- 参考資料1 災害危険区域での開発について
- 参考資料2 東近江市葛巻町における浸水警戒区域の設定について
- 報告1 長浜市西浅井町余の取組状況について
- 情報提供1 地先の安全度マップの更新について

5. 議事

（1）長浜市木之本町大見の浸水警戒区域の指定について（議第1号）

事務局より議事内容について説明

【説明資料：議第1号、議第1号説明資料①～④】

〈質疑・応答〉

会長） 土砂災害警戒区域に避難場所がある。医王寺の周辺といこいの広場の周辺の2箇所が土砂災害警戒区域である。いこいの広場の方は砂防ダムがあるようだが、他方は砂防ダムが無く土砂災害特別警戒区域でもあることから、気がかりである。

委員） このような場所で土砂災害と水害の両方に対して安全な場所を見つけるのは難しいと思う。現在はやむを得ない状況で避難場所を指定されているのだと思うが、

土砂災害の規模をどの程度で想定されているのかにもよる。京都の例だが、警戒区域内に多くの料亭や茶屋が指定されているが、「とりあえず指定した」という形で終わっていることが見受けられる。こちらについても「とりあえず指定した」という場所だと思われるので、今後はこういった場所が土砂災害の規模に関わらず安全な場所なのかを検討し、防災コミュニティセンターや公民館を作るといったような方向での取組が必要と考える。例えば大見公民館は土砂災害の危険性がある山裾にあり、川にも近いため、集落内でも安全な場所に新たに避難できる建物を建築するなどが考えられる。

会長) これについて現地状況も含め、事務局から説明願いたい。

事務局) 大見地区の指定避難場所は大見いこいの広場であり、開設されれば医王寺からの移動が可能になる。いこいの広場を含む土砂災害警戒区域の土石流の発生原因となる谷については砂防堰堤が整備されており、また建物も RC 造であることから一定の安全性は確保されているという判断で指定避難場所に市が指定されている。

委員) 砂防ダムについては、間違った考え方をしてしまうことがあるので気を付けなければいけない。

砂防ダムには基本的に2つの考え方があると思う。土石流が発生した時に、扞止して下流を守る役割と、砂防ダムを造ることで山地斜面の勾配を緩くして下流への有害な土砂流出を調整する役割がある。砂防ダムで止めるということを期待するのであれば、維持管理をする必要がある。ポケットを設け、計画規模の土石流がいつ発生しても完全に止めることができるようになっていれば砂防ダムに土砂災害防止をある程度期待してもよいと思う。

しかし、平成25年の台風26号による大島の土石流災害では、町長は砂防ダムがあるので安全だと思い避難勧告・避難指示を出さなかった。その結果、多くの方が亡くなったという事例もあり、砂防ダムがあるからと言って下流が安全だと考えるのは危険である。そうするのであれば、砂防ダムに予算をつけて完全な維持管理をして土石流を扞止する体制を作る必要があると考える。

会長) 付帯意見として、扞止が必要な場所であり避難時にも気を付けてもらいたい。可能であれば、現地の状況や何に気を付ければ良いかを周知していただきたいということではよろしいか？

委員) そのとおりである。砂防ダムがあるから安全だと思わないでほしい。

会長) 川沿いにコテージなどもある場所であり、いこいの広場のメインの建物は溪流から少し離れており状況は違うかもしれないが工夫が必要であると思う。

委員) 砂防ダムがあるから安全という考え方は危険である。当然、砂防ダムがあることで土砂が止まることは多少期待できるが、想定以上の土砂流出が発生することもある。維持管理が十分でなければ、しっかり止めることができない可能性もある。また、土砂を止めてくれたとしても透過型堰堤であれば流木や水が流れてくることも考えられる。砂防ダムがあれば多少軽減は期待してもよいが安全になるということではないということを理解しておかなければならない。その効果も踏まえた上で、現状では土砂災害にも水害にも安全な場所が無い場合、比較的安全な場

所として堰堤もあり、少し離れているところに一時的な避難場所を設けることはあり得ると考える。

しかし、行政はもとより住民の方が「この場所であれば安全だ」と盲目的に思わないように、丁寧なリスクの説明が必要かと考える。

会長) この議論を記録し、市や県が現地に入る際には、丁寧に説明していただきたい。もう一つ付帯意見として、オートキャンプ場の周辺が非常に危ないと思う。また下流にある家屋7軒の周辺は実際に浸水もしているようなので、こういった指定も必要であると思うが、オートキャンプ場などは指定をすると何か規制がかかるのか？建物があるように見えるが、それに対しても規制がかかるのか？

事務局) オートキャンプ場には住居の用に供する建物はない。住居の用に供する建物を建てる場合は、流域治水条例の制限に適合していれば建てることことができる。

会長) 承知した。これまでにはないケースだが、現在レクリエーションとして供用されているところが指定の対象になるということである。ここも危険な箇所であるため特に避難の際などは声かけしていただくことも当然のことだと思うので、よろしく願いたい。

会長) 大見地区の指定に関しては特に意見がないことと、地元も合意されていることから原案通り進めていただく。ただし、避難場所やオートキャンプ場周辺について留意点があるため、本日の協議を受けて地元へも伝えていただきたい。

(2) 甲賀市信楽町勅旨の浸水警戒区域の指定について（議第2号）

事務局より議事内容について説明

【説明資料：議第2号、議第2号説明資料①～③、参考資料1】

〈質疑・応答〉

委員) 指定に関してダムの問題と下流の河川改修の問題が指摘されていたと思うが、段階的にリスク状況が変わる可能性がある場合、この指定は都度見直すという説明になっているのか？指定の位置づけを聞きたい。あるいはハード整備には時間がかかるため、現時点では考慮に入れる必要は無いのかといったところが分かりにくかった。

事務局) 勅旨地区は大戸川ダムから3つ目の集落となり、河川整備計画に位置付けられるような整備計画は現在ない。ダムができる前でもできる対応をしていく中でも、最下流の黄瀬とは違い時間を要する。30年～40年に渡り家屋を建て替える際に安全な地域にしていこうという制度であることを説明させていただいている。今いただいたご意見は住民からもよく聞いている。区域指定の範囲については、リスクの状況に変化があれば変更すると説明をしている。

委員) この制度の基本としてリスクの見直しに応じた変更をすることは、当初から織り込み済みの運用かと思うが、大戸川ダムができることや河川改修によるリスクが変わることの想定スパンは、短期的なものか長期的なものか、あるいは不明ということなのかをお聞きしたい。

- 事務局) 勅旨地区で言うといつになるか分からないという状況である。
- 委員) 承知した。いつになるか分からない状況の中で、住民それぞれのリスクをしっかりと評価して対応をしていく取組を進めているという理解でよいか？
- 事務局) その通りである。
- 委員) 地区西側の山裾で浸水警戒区域に入っている家屋と、谷筋で区域に入っていない家屋があるが、土砂災害との関係では谷筋の上部は危ないのでは？
- 事務局) 谷筋はすべて土砂災害警戒区域がかかっている。
- 委員) そういった箇所では、土砂災害と水害の観点から、避難のタイミングをどのように考えているのか？
- 事務局) 資料②のタイムラインに記載がある通り、水害または土砂災害のおそれがある場合は、いずれかのタイミングで避難指示や高齢者等避難が出される。警戒レベル4が発令された時点で避難を開始するというところを取り決めている。警戒レベル4は、土砂災害では土砂災害警戒情報が出ることやメッシュ情報が紫になった時、水害では大戸川の水位が氾濫危険水位に達した時点で、甲賀市が避難指示を発令する。水害、土砂災害のどちらを原因とする避難情報であっても甲賀市からの避難情報を避難開始の目安にすること、併せて浸水を確認したら自主避難を開始するなど取り決められている。
- しかし、地区西側では大戸川を渡っての避難に不安を感じる住民がおられ、土砂災害のリスクがない高台の空き家に避難したいなどお聞きしている。
- また、地区内に民宿があり3階建てでRC構造となっているため、そちらを自主避難場所にできないのかとの声も上がっている。自治会と協議し自主避難場所としていくように取組をすることは大変重要な取組であると考えている。
- 委員) 土砂災害の避難計画は地域防災計画で市町村ベースとなっていると思うが、流域治水側の避難の計画とは整合がとれているのか？
- 事務局) 県が支援して作成している地域づくり計画は土砂災害に関する市の避難情報発令の考え方とも整合をとっている。甲賀市は避難情報の発令について、県の考え方と齟齬がないかを慎重に確認するなど、連携は図れている。
- 委員) 県と市町村で個々に計画を作ると地元が困るため、しっかりと調整をしてもらいたい。
- 事務局) 承知した。
- 会長) 勅旨区は事務局が言われた通り地域と非常に連携が取れており、甲賀市も一緒に取り組んでいるところであると思う。課題の認識や土砂災害のエリアについてもタイムラインで計画ができています。今後ともしっかりと進めてもらいたい。
- 委員) 令和2年と令和3年の県や市のアンケートで明確な反対意見があったということだが、どのような理由で反対だったのか説明いただきたい。
- 事務局) まず令和2年では2名の方から明確な反対意見があった。1名は店舗を持っている方で、開発ができなくなることに対する意見があった。他の1名は取組当初から、とにかく危険な地域であるというレッテルを貼るようなことは反対であるとの意見を言われ続けていた。

しかし、5～6年取り組む中で時代の変化もあり徐々に理解をしていただけたと感じている。甲賀市のアンケートでは、2名でそれぞれ土地の評価額に対する不安やメリットを感じられないという意見があったが、先ほど説明したことを丁寧にお話させていただいたところ理解いただくことができ、現在、反対意見は無く意見照会を終了した。

- 委員) 承知した。
- 会長) この地域では進めようとする中で、反対意見があったということは非常に重要である。それに対して県の助成メニューも活用し、より安全に住んでもらうためのものであることを議論ができていた中で、それ以上にリスクを明確にし、子や孫といった将来世代がこの地域に住まおうとするときの意思決定をするためにも大切であるということを感じただけなのが大事な学びだったのではないかと考える。
- 委員) 国交省の技術的助言について確認したい。自己の業務の用に供する施設とあるが農業用倉庫等の常時居住ではないものも含まれるのか？
- 事務局) 国交省が記載している中には含まれる。
- 委員) 条例に適合する場合は建築できるとなっているが、この地域であればそういった建物が多くあるのではないかとということが懸念点である。
- 事務局) その点については県の住宅課や甲賀市とも相談した結果、倉庫等は条例の建築制限の対象外となるため、都市計画法の条項の規制は受けないという判断をしている。これについては、十分に確認しており5市も同様の認識となっている。
- 委員) 承知した。都市計画法では建築基準法と連動するため確認した。
- 事務局) 自己業務用であれば流域治水条例で規制していないため、このような考え方をとっている。
- 委員) 質問の意図は、都市計画法の開発許可の中に災害危険区域内の建築物について示されており、その条件では災害危険区域指定の中にある建築物として倉庫が入る。そのため条例側で災害危険区域内における対象建築物ではないということができるのか、上位法令の条件に入っていることを、条例側で対象外という除外の有効性が疑問であるという意味である。
- 会長) 農業用倉庫などの非居住の建物を建築する時も建築基準法では規制の対象になる。しかし、条例では居住する建物のみへの制限をかけている。そのようなときに、非居住の建物についての開発制限は残っているのではないかとというのが、質問の内容である。
- 委員) その通りである。都市計画法が上位のため条例で除外できるのか懸念している。
- 会長) それに対して県からは、もとより条例で規制していないため対象外であると考えている。また5市についてもそのように認識しているということだが、私も法律的には先ほどの意見の方がストレートに思われる。
法律の観点から意見をお聞きしたい。
- 委員) 言われている通り、例外的取り扱い是不可ではないかと考えるが。
- 会長) 技術的助言の条件ハに「自己業務用の施設であって、開発許可の申請者以外の利

用が想定されない場合」とあるため、今説明した理屈ではないものは建築できるのかもしれない。懸念事項はあるかもしれないが、この議論は区域指定を進めることとは少し内容が相違する。他の方法で議論していただき、審議会でフォローしたいと思う。

委員)

承知した。

委員)

早逃げマップと逃げ遅れマップで避難場所を分けているのは意図的だと思うが、例えば5、6組のマップで凡例の中に避難場所(赤枠)・避難ルート(赤矢印)と記載があるが、このマップの中には避難場所が無い。おそらく勅旨会館への避難ルートが記載されているのだと思うが、凡例に記載されている避難場所が無意味である。避難場所が勅旨会館であることがわかるような表記がよい。

事務局)

右側の凡例に灰色の家屋は自宅、ピンクの家屋は勅旨会館と記載しているため、避難場所が勅旨会館であることはわかるようになっているが、ご指摘の通り凡例の赤枠は不要である。

委員)

各家屋は自宅か勅旨会館へという記載であることは理解した。ただし、余計な凡例を付けるだけでも迷うことが懸念されるため、各地図をしっかりと確認してもらいたい。

また、逃げ遅れマップでは避難場所の勅旨会館が緑で囲われているが意味はあるのか？

事務局)

不明なため一度精査する必要がある。申し訳ない。

委員)

意図が不明な図が含まれているため、確認して修正願いたい。

事務局)

承知した。来年度最新版を配布したいと考えているため、十分な確認をおこなう。

会長)

できる限り分かりやすくなるよう、用意いただきたい。

委員)

避難場所は重要なポイントである。

会長)

付帯意見として、西側の地域は浸水の観点では山際の下部にまで浸水警戒区域に入っているが、土砂災害は特別警戒区域ではないため、災害危険区域に相当するような指定区域ではない。そういった懸念も考慮して避難計画を作成されていることは評価できる。しかしその先に避難場所はどうするのかという課題がある。防災や河川整備の関連で避難場所整備の予算があるかと思う。また滋賀県の流域治水政策を検討する際に集散的に避難が可能な場所をどのように整備するかなども含め、助成していくことを前提に地域づくり計画を策定することになったと思われる。そのような観点から、避難場所の整備についても考慮し進んだ段階で報告をしてもらいたい。浸水警戒区域指定に関しては、反対や意見がないため原案通り進めていただくが、意見として西側の避難や、早逃げ・逃げ遅れマップなどの工夫についてなどである。

また、議案とは離れるが、農業用倉庫などの居住の用に使われない自己の業務の用に供する施設についてはどういった理由で規制しなくてよいと県が考えるか、この根拠等についても検討が必要であるとの指摘があったため、別途議論いただき結果を示していただきたいと考える。

その他、国の制度が変更になったことにより発生した課題については、事務局に

直接連絡をすることも可能であるため、各委員で気になることがあればご連絡いただきたい。

事務局) 浸水警戒区域内の開発については、1年以上にわたり住宅課も含め十分に議論している。県としての考えは住宅課も含めた上で、別の機会に説明させていただきたいと考える。

会長) 本日の回答は十分とは言えないため、準備が整った段階で報告をいただきたい。

事務局) 承知した。

(3) 東近江市葛巻町の浸水警戒区域の指定について（議第3号）

事務局より議事内容について説明

【説明資料：議第3号、議第3号説明資料①～③、参考資料2】

〈質疑・応答〉

委員) 説明資料①の意見の中に「河川愛護活動の時の重機走行～」という記載があるがこれはどのような意味なのか？浸水警戒区域内に現在家屋等は無く農地のようなのだが、土地利用計画上はどのようなになっているか？農振地域等がかかっているのか？今後開発が進む予定があるか？

また、意見の中で浸水警戒区域内の土地を買い取るとか寄付を受け付けるといったことも検討してもらいたいとあるが、農地として持ちきれないので耕作放棄するようなこともあるということが関連しているのか別の理由なのかお聞きしたい。

事務局) 1点目の河川愛護活動の時の重機走行について、この地域は河川愛護活動として河川堤防の除草等を非常に熱心に取り組まれている地域である。除草の省力化のために小型の重機を購入されたが、堤防の法面が広く重機のアームが届かない場所がある。堤防の上部は走行できるが下部も走行できると作業効率が良いということで、法尻を走行できるような整備をしてほしいという要望であった。

2点目の土地利用計画について、農振地、農用地がかかっており農用に利用されている地区である。また、市街化調整区域でもあり、開発予定の話も把握はしていない。

3点目については、意見を出された方には水害ハザードの高い土地について買い取ることや、寄付の対象にするようなことは難しいと説明させていただいた。

その方からは、農地を持ちきれないためというような話が出ていない。地域としては高齢化が進んでおり、自治会役員から担い手や継続性について心配されるような声は聞いているが、具体的な意見は聞いている。

事務局) 開発の計画があるかについて追加の説明だが、集落内の道路が一部想定浸水深3mを超えている箇所、現状は倉庫として使用している建物があるが、住居用の家屋を建築するようなことがあれば気を付けてもらいたいと説明している。そのような心配もあるため、優先的に区域指定を進めていくべき地域であると考えている。

委員) 承知した。

- 会長) Google ストリートビューなどで現地状況を確認できる。今説明のあった場所と、先ほど地先の安全度マップでの浸水深が浸水警戒区域の想定水位と相違すると説明のあった場所に地図上建物が表示されているが、これらも恐らく農業用の建物のようなのだ。今後、審議会用として土地用途についても補足的に示してもらおう方が望ましい。
- 委員) この地域は破堤による浸水よりも内水が上昇する地域だと記憶している。そのため、徐々に全体が危険になるという懸念がある。資料の写真をみると集落の古い家屋は嵩上げをしておき、住民は水位が上昇することを承知していると思われる。それにより計算上は2階までは浸水しないという結果となり、区域指定からは外れているのではないかと思う。水害に強い地域づくり計画では、そういった地域の知恵や住み方の地域らしさを、積極的にきちんと評価して伝えていくという資料の作り方が必要なのではないかと考える。農振の農用地となっているため急に開発が進むとは思えないが、先ほど指摘されたように高齢化などにより放置された場合などが危険になると懸念する。そのような観点から、集落と農業の地域性に応じた「とどめる対策」や避難について考える必要がある。他と同様のルーティンで記載するのではなく、この地域らしさをきちんと共有した方がよいと思う。
- 会長) 水害に強い地域づくり計画を作るにあたり、もう少しこの地域が頑張っ取り組まれたことを含めた方がよいのではないかということかと思う。
- 委員) 対策としての家屋の作り方なども、既にこの地域が長年実施してきた知恵があるため、そういったことも、皆で共有できるような書き方にしてはどうかということである。単に数値で示すのではなく、その地域に住むことの意味を伝えること、地域ごとに特色があるためそれを示すということは、当初から言ってきたことであり、地域づくりとして運用する中で気にかけてもらいたいことである。地域の中で見たものの意味や集落の暮らし方の特性を大事に伝えていくということをお願いして資料を作成してほしいと、水害に強い地域づくり計画の資料を見て思ったことである。地域らしさということは大事にしてほしいと思う。
- 事務局) お話があったようなことについては、説明資料②の30ページに現地の家屋を写真にて掲載し、現在の安全な住まい方を紹介し宅地を切り下げないように等の注意点を掲載して周知を図っている。地域の住まい方も共有した上で資料を作成している。
- 会長) 長い歴史の中で協議を重ね作成した資料だとは思いますが、具体的にどこまでの高さで家屋を作るといったことを協議した上で作成していると推察するが、そういった数値の記載はないのか？
- 事務局) 道路高もそれほど低くはなく、宅地を切り下げても2階床面は浸水しないこともあり、想定水位は示せるがこれより上にしておこうというような数値は示せない。浸水警戒区域に入る箇所については、どの程度嵩上げすべきか示すことができる。できるだけこの住まい方を続けましょうというような言い方で周知はしている。
- 会長) 区域外は規制が無いので構わないが、区域内の建物に対して数値を示した資料は

あるのか？

事務局) 議第3号資料内の浸水警戒区域を指定しようとする土地の区域における想定水位を記載した図面がある。

会長) 想定水位ではなく、これくらいまでの高さに作りましようというような「高度」のようなものを示したものはないのかということであろう。

委員) この議論は条例制定当初からあったと思う。水というものは図に書かれた線のように止まるものではない。浸水警戒区域の農地に隣接して住む集落の在り方として、これまでも工夫して生活されてきたと思われる。浸水警戒区域を考える中で、県としてそういったことを十分に理解してほしいと言ってきた。このエリアをどのようにして安全に住めるエリアにしていくかということ、しっかり理解してほしいということである。

事務局) この図で見ると区域の範囲しか浸水しないように見えるが、集落の中で47軒の家屋測量を実施し個々の家屋に対して、どの程度浸水するのかという資料を作成し配布している。

会長) おそらくだが、この集落では、嵩上げなどもして安全に住むための工夫もされている。今後もこのような住まい方を継続していこうということは、現在住んでいる方は承知しているだろう。しかし、今後先ほどの倉庫やあるいは畜舎のようなものが用途変更され開発がされるかもしれない。その際には審査するとなっているが、このような地域であるためどの程度の高さにするという議論があるなら、そういったことも反映させておくことが望ましい。また、地域として高度の数値に合意があるなら、そういったことも記載した方が良いというようなサジェスションであると理解する。

委員) 数値ですべてが決まるわけではないし、想定通りに水が止まるわけがないので、こういった地域に住むということを県の方がもっと理解をしてほしいということ、最初から言っていることである。区域指定は農地ばかりのため、隣接している場所の暮らしに対して、数値がどうということだけではない、安全面の話し方というものを配慮してほしいと思う。

会長) あくまでも葛巻町の水害に強い地域づくり計画についての指摘であり、規制についてではないと認識している。水害に強い地域づくり計画の中に精神的なものも反映し汲み取れるとよかったと思う。具体的に訂正箇所があれば事務局に伝えていただきたい。既に地域で合意されたものであるため、直ぐには直せないと思うが修正の機会があれば、その際に反映させることは可能かと思う。そのようなかたちで、アドバイスをすることは可能か？

委員) 可能である。修正を要求することよりも記載内容の意味や伝え方、世代を超えてどのように伝えるかなど、こういった資料に記載する際に十分に考慮してほしいということである。

会長) 県の流域治水の担当も変更になっており、当初からの内容を知る人が少なくなっている。どのように安全な地域づくりを内発的に進められるかという計画の話と規制の話が両輪であるため、それを踏まえた説明になっていると、よりスム

ーズになるかと思う。

委員) この地域では当初は浸水警戒区域の指定に積極的ではなかったが、周囲が指定されたことや年度を経て理解を示してもらえるようになったという説明だったが、具体的にどのような所に共感や理解が進んだことで、コミュニケーションがうまくいき指定の方向に進んだのかを聞かせていただきたい。

事務局) 浸水警戒区域指定を提案した平成 27 年度では、他に指定の実績もなく一番に指定されることに躊躇いがある状況であった。令和 2 年度に同じ市内の東近江市きぬがさ町にて区域指定がされたこともあり、葛巻町としては早い段階から取組を進めてきたという自負もあったため、触発されて前に進んだと思う。

委員) 他の地区が指定されたことを見て、何か懸念されていたことの問題が無いことを確認されたためというようなことではなく、最初の指定となることが不安であるというような心理的なものということか？

事務局) その通りである。当時の自治会長との話では、一番に指定されることについては躊躇があるとのことで合意はいただけなかったが、状況が変わったことにより前に動いたかと思う。

委員) 合意形成が難しいという説明だったため、地域が考えを変えるきっかけになった機会があるなら、その要因を分析しておくことが大切かと思ってお聞きした。

事務局) 慎重であったと思われる。初めての指定となると新聞に掲載されるなど、水害リスクの高い土地であることが周知されることに不安を感じられていた。他の地域で指定が進むことで、葛巻町が特別ではなくなるため反対されていた方も理解されていった。指定によって具体的に何か困るということではなかった。

委員) 承知した。

会長) 区域指定を進めることを再開したときは、地域からの提案だったのか？度々足を運ぶ中で、県の方から提案したのかどちらになるか？

事務局) 取組については地域と一緒に継続しており、その中でニュアンスも変わってきたことで、そろそろ進めてはどうかといった提案をしたことで前向きに進んでいった。

会長) 承知した。県からの働きかけがあった中で至ったということかと思う。このことに危機管理型の水位計や河川カメラの設置が効いたということはないか？

事務局) 危機管理型水位計は、地域の避難判断の目安を設定している法教寺川と、日野川の日野川橋に地元の要望を受け設置している。また、日野川橋には河川カメラも設置している。

会長) 設置したことが直接的な要因ではないかもしれないが、住民会議などの時には住民の方は自分たちの話を聞いてほしいと言われていた。避難するのは住民であり、安全に住むことを決めるのも住民であるという意見であった。そういった中で、以前は無かった地域の方々と県とのコミュニケーションが、流域治水を契機として進んできているということは、地域はプラスに見ていると思う。葛巻町や村居田などでは、地域の要望を実現してきた段階で、区域指定が進んだようにも見受けられる。そういった側面も認識しておくことで、今後の対応においても参考に

なると考える。

本件に関して大きな意見は無いため、原案通り浸水警戒区域指定を進める。

水害に強い地域づくり計画については、地域での説明や今後世代を超えて指定されていない隣接集落において、安全性が損なわれることが無いように様々な協力体制を築いていただきたい。あるいはドキュメンテーション（文書化）を進めていただきたい。

6. 報告

（１）長浜市西浅井町余の取組状況について（報告１）

事務局より議事内容について説明

【説明資料：報告１ 説明資料①～②】

〈質疑・応答〉

- 会長） これまでに区域指定がされている地域は、付近の河川からの溢水などが主要な要因であったが、この地域はJRの盛土によって流出が阻害されることで水害が発生する可能性があるという計算結果であった。
しかし、流域全体において開口部や水路などの条件をすべて詳細にモデルへ反映できていない状況であり、今回当該箇所について意見が出たということである。このような地域については当然のことながら、より詳細な検討をすることで、より正確な区域指定が可能となるため、事務局にて検討中であると理解しているが間違いないか？
- 事務局） その通りである。現在、事務局で検討するとともに、意見書を提出された方とは電話等で連絡を取っており、改めて精査し確認した上で説明に伺うことについて了承を得ている。今後については、意見書を提出された方をはじめ、地区自治会、長浜市とも調整しながら進めていきたいと考えている。
- 会長） 指摘があったため精査ができることとなったと前向きに捉え、今後同様の箇所がないかを調査いただきながら、区域指定については慎重に進めてもらいたい。

7. 情報提供

（１）地先の安全度マップの更新について（情報提供１）

事務局より議事内容について説明

【説明資料：情報提供１】

〈質疑・応答〉

- 委員） 方針としては結構かと思う。先ほどの大川のところのような局所的な現象によって区域指定されるとか、本来は指定されるべきでないところが区域指定されることが起こり得る。それを少しでも実現象に近くしようと思うと、地物の影響をいかに表現するかということが重要だと思う。先ほどのメッシュを細かくするだけでできるかということという問題ではない。要するに例えば“道路に沿っ

て流れる”、“壁に沿って流れる”、“カルバートの中を流れる” 構造物をできるだけ評価することだと思ふ。それはこういう場所は心配だということで良いので、できれば地物、構造物を評価できるような非構造のメッシュを用いて極力表現することなども今後は検討していけば良いのではと思ふ。それぐらい浸水警戒区域の指定はそこに住まれている人たちの色々な事を制約する可能性があり、慎重にするためには心配な場所は別の方法を検討することが必要になってくると思ふ。ただ単にメッシュを細かくしたら再現できるということは限界がある。これは将来のことだが慎重に解析していただければと思ふ。

事務局) 道路盛土に位置するカルバートはこの計算では影響が大きいものであり、“どれぐらいのサイズが入っているか”、“実測できるか”、“全圏域できるか”などを考えて解析の精度を上げていきたいと思ふ。

会長) 浸水警戒区域では詳細な検討が必要だとして実際測量するなどのやり方でもできると思ふ。来年度、有識者の方に意見を聴く際にそういった方針についても議論いただければと思ふ。今の方針で更新を進めていただいて、可能であれば特殊な構造物や地物の反映、より改善の余地があるかあるいは浸水警戒区域の場所の詳細な検討と切り分けるかそのような課題を整理して次年度どういった方針で進めるかを報告いただけるように進めていただければと思ふ。

8. その他

会長) 以上で予定していた議事をすべて終了したが、何かここで発言しておきたいことなどはあるか。

委員) 滋賀県消防協会の副会長として参加させていただいたが、本年4月で任期が終了となるため交代となる。しかし、このような水害に対する活動は今後も継続して行っていかなければならないと考えている。この2年間で回数は少なかったが参加する機会の中で、皆さんが真剣に地域住民の安全のためにということを考えていただいたことに感謝する。委員の方は非常に厳しい目で詳細に深いところまで県に指摘されており、また県職員も地域住民と長年にわたり何度も膝を突き合わせ、ようやく住民の理解を得て一歩前に進んだという経緯を聞き、非常に感謝している。今後も県民の安心・安全のために努力をいただきたいと思ふ。自身は委員を外れるが、引き続き住民の安心・安全のために防災活動を続けていくつもりであり、今回の経験を役立てたいと考えているため、またよろしくご指導いただきたいと思ふ。

会長) 大変元気の出るコメントをいただいて感謝する。
本日の協議内容、また、ただ今のコメントは委員、県の双方に元気をもらえるものであったが、これらを受け止め来年度もできる限り前に進めるように、より安全な地域づくりができるように努めていきたいと考える。

以上